　令和元年７月１日

川崎市まちづくり局

**申請者のみなさんへ**

**法４３条第２項第２号許可申請の場合**

図面等

図面等

委任状

委任状

法３面

法２面

法１面

法１面

法３面

法２面

　　　　　　　　　正　　　　　　　　　　　　副 手数料　\33,000

〇　法１面から法３面は法令書式

〇　正のみ印鑑関係は押印、副はコピーでも可（２部とも同じ書式になります。）

〇　図面等は細則第２０条第１項に定める図書

　　（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図・※承諾書等）

〇　敷地・床面積求積図・耐火・準耐火構造関係リスト、その他市長が必要と認めるもの。

**条例第６条第２項ただし書許可申請の場合**

図面等

条１面

建築物

別概要

建築物

別概要

条１面

委任状

委任状

図面等

　　　　　　（第１３号様式）　　　　 　（第１３号様式）

　　　　　　　　　正　　　　　　　　　　　　副 手数料　\27,000

〇　正のみ印鑑関係は押印、副はコピーでも可（２部とも同じ書式になります。）

〇　図面は細則第２０条第３項に定める図書

　　（付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図で進入口及び避難施設を表示した図）

〇　敷地・床面積求積図・耐火・準耐火構造関係リスト、その他市長が必要と認めるもの。

**法４３条第２項第２号許可申請＋条例第６条第３項許可申請の場合**

**（都市計画法第２９条の許可に関するもの）**

法３面

法３面

法２面

法２面

法１面

法１面

図面等

図面等

委任状

委任状

建築物

別概要

建築物

別概要

条１面

条１面

（第１３号様式） （第１３号様式）

　　　　　　　　　正　　　　　　　　　　　　副 手数料　\33,000

〇　許可の同時申請は可能です。

〇　詳細は表面の各申請を参照

**法４３条第２項第２号許可申請＋条例第６条第２項許可申請の場合**

委任状

図面等

図面等

法１面

法２面

建築物

別概要

条１面

法３面

委任状

建築物

別概要

条１面

(第１３号様式)　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （第１３号様式）

法３面

法２面

法１面

法１面

　　　　　　　　　正　　　　　　　　　　　　副　　　　　　　　　　　　　 手数料　\60,000

〇　許可の同時申請は可能です。

〇　詳細は表面の各申請を参照

●　その他不明な点がある場合は、建築審査課に直接お問い合わせ下さい。

南部（川崎・幸）　　　　　０４４－２００－３０１６

まちづくり局建築審査課　　中部（中原・高津）　　　　０４４－２００－３０２０

北部（宮前・多摩・麻生）　０４４－２００－３０４５